平成24年3月22日

中期計画(案)に対する県議会からの意見概要

3月9日(金)開催の健康福祉病院常任委員会における 中期計画(案)等に係る主な意見について

- 1. 総合医療センターが独法化しても、地域間連携における当病院の役割は引き続き重要であり、県としての関与や責任は必要である。
- 2. 本年4月1日に法人が設立され、県議会はセンターの中期計画を審査、議 決することになるが、今後は、県民の代表である議会がどこまで関与でき るのか。
- 3. 法人の運営状況について、常任委員会などで所管事項により調査を行うことは可能か。
- 4. 5年後の次期中期計画を策定する際には、事前に案を示してもらい、議会として意見を述べる機会はあるのか。
- 5. これまで県立病院の決算認定の際には、現場を預かる病院長の話をきくことができた。総合医療センターの独法化後も、県議会が現場の声を聞くことができるよう要望する。